興行場営業を始める方に

福山市内で興行場を営業しようとする場合は、興行場法の規定により、福山市保健所長の許可が必要です。 興行場法以外の法令による手続を要する場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。

関係法令:「建築基準法」、「消防法」、「都市計画法」、「食品衛生法」、「建築物における衛生的環境の確保 に関する法律」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、「動物の愛護及び管理 に関する法律」、「景観法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリア フリー法)」等

1 許可申請

施設の確認検査を営業開始14日程度前に行いますので、おおむね営業開始予定日の25日前までに申請してください。確認検査は、構造設備基準等を満たした状態で実施します。営業施設は、「構造設備等の基準」及び「興行場について講ずべき措置の基準」に適合するよう、施設の設計・営業の準備を行ってください。

申請手数料(現金) 17,000円

8,000円 ※季節的又は一時的に仮設する場合

【添付書類】

施設の敷地周囲の見取図	周囲おおむね 100m以内の状況がわかるもの	
図面	◆平面図:観覧室(観覧席・舞台・通路)・便所・食堂・ロビー・売店・ 座布団等保管設備・清掃用具保管設備を明示すること。	
	◆配置図: 敷地内における建物・関係設備の配置がわかるもの	
換気設備の大要及び略図	◆大要:換気能力、換気回数等	
	◆略図:外気取入口から給排気口まで	
定款又は寄附行為の写し	法人による申請の場合	
	(原本に相違ない等の記載、記載日及び代表者印の押印があること)	
登記事項証明書	法人による申請の場合…原本(申請日より 3 ヶ月以内のもの)は確認後返	
	却します。	
	関係消防機関により交付されたもの…原本は確認後返却します。	
消防法令適合通知書	(許可申請書の写し等を消防機関へ提出するため、興行場の申請手続き後	
	に消防機関へ消防法令適合通知書交付申請書を提出する)	
	建築基準法の規定によるもの…原本は確認後返却します。	
検査済証又は仮使用認定	(建築物の用途変更における手続きが不要の場合でも、興行場として使用	
通知書の写し	可能な用途であることを確認すること。区域・規模等により確認検査を必	
	要としない場合がある。)	

2 公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止

営業者又は興行場の管理者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす おそれのある行為をする者に対して、その行為を制止しなければなりません。(入場者もこのような行為を してはいけません。)

3 その他

営業開始後に次の事項が生じた場合は、届け出てください。

○ **変更届**…申請書等に記載した事項を変更した場合、**10日以内**に届出が必要です。 ※営業者の変更、施設の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規申請の扱いとなります。

【変更事項/添付書類】

営業者の名前	戸籍抄本等…原本(届出日より3ヶ月以内のもの)は確認後、返却します。
営業者の住所	なし
営業施設の名称	なし
法人の名称、事務所所	法人による申請の場合、変更履歴がわかる登記事項証明書(履歴事項全部証
在地、代表者の名前	明書)…原本(届出日より3ヶ月以内のもの)は確認後、返却します。
興行場の形態	なし
構造設備	変更前後の関係図面、消防法令適合通知書、建築確認証の写し等
	(建築物の用途変更における手続きが不要の場合でも、興行場として使用可能
	な用途であることを確認すること。) な用途であることを確認すること。)

O 廃止届・停止届…営業を廃止又は停止した場合は、10日以内に届出が必要です。

【添付書類】

営業を廃止した場合 許可指令書

○ 承継届…<u>譲渡、相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届出が必要です。</u> 【添付書類】

譲渡の場合	◆営業の譲渡が行われたことを証する書類
	◆営業の譲渡に係る申立書
	◆定款又は寄付行為の写し…法人による届出の場合(原本に相違ない等の記
	載、記載日及び代表者印の押印があること。)
	◆登記事項証明書…法人による届出の場合(原本(3ヶ月以内のもの)は確認
	後、返却します。)
相続の場合	◆戸籍謄本(相続人すべてがわかるもの)又は不動産登記規則第247条第
	5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図
	の写し
	◆相続人全員の同意書…相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	◆定款又は寄附行為の写し
	(原本に相違ない等の記載、記載日及び代表者印の押印があること)
	◆登記事項証明書…原本(届出日より3ヶ月以内のもの)

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当 電話 928-1165 FAX 928-1143